

平成28年労第390号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において生産管理の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、業務終了後、自家用車を運転して帰宅する途中、〇時間程度、道路脇で休憩・仮眠をとった（以下「本件休憩・仮眠」という。）後、再び車を運転して自宅に向かっていたところ、交差点を直進する際、右折してきた対向車と衝突し（以下「本件事故」という。）、負傷したとしている。

請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し、「外傷性頸部症候群、胸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関における加療を経て、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「脳外傷による高次脳機能障害、器質性精神障害、器質性うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件事故は通勤の逸脱・中断（以下「逸脱・中断」という。）後に生じたものであり、通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件疾病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、午後〇時〇分頃に事業場を退社し、車での帰宅途上、事業場から〇キロメートル離れた場所で午後〇時〇分に本件事故に遭遇したものである。

本件事故が発生した地点は、通常車の場合〇分程度で到達するものであるところ、本件事故においては、事業場を退社した〇時間〇分後に発生したことになる。この点、請求人は、当該時間のずれは、休憩・仮眠をしていたものであると主張している。

(2) 労災保険法第7条第2項は、通勤とは、住居と就業の場所との移動等のうち、当該往復を合理的な経路及び方法により行うものとし、さらに同条第3項では、経路を逸脱又は中断した場合、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動は原則として通勤に当たらないとしている。また、その例外として、当該逸脱・中断が省令で定める日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、合理的な経路に復した後は、通勤に当たるとしている。

(3) 請求人が、帰宅の途中において、車の運転を中断したことは、請求人自身が

認めているところである。

当該移動の中断理由について、請求人は、当初の通勤災害に関する届では「仕事に疲れていた為」としていたが、その後、「少し頭痛がした」という理由が追加され、さらに、「当日の渋滞に照らして渋滞を避けるため」と述べている。

当審査会としては、請求人の主張を踏まえ、慎重に検討したが、上記（１）のとおり、退社後○時間○分余の空白について、請求人が真に体調不調や渋滞回避のために仮眠ないし休憩していたことを確認し得るすべはなく、また、実際にそうした行動をせざるを得ない客観的な事情も認められないことから、請求人が日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行ったとは判断できないものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。